

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IASB の動向
(2021年11月～2022年1月)ASBJ 専門研究員 光野 聡一郎
みつ の そういちろう

I. 基準等の公表

IASB が IFRS 第 17 号を適用する保険会社に移行時の選択肢を提供 (2021 年 12 月 9 日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、2021 年 12 月 9 日に、IFRS 第 17 号「保険契約」における経過措置の狭い範囲の修正を公表した。これは新基準書の適用開始時の投資者への情報の有用性を改善することを目的とした選択肢を保険会社に提供するものである。

IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号「金融商品」は経過措置が異なっており、一部の保険会社については、こうした差異により、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に適用する際に財務諸表において表示する比較情報について、金融資産と保険契約負債との間に一時的な会計上のミスマッチが生じる可能性がある。今回の修正は、保険会社がこうした一時的な会計上のミスマッチを回避するのに役立ち、したがって、投資者にとっての比較情報の有用性を改善するものとなる。

IFRS 第 17 号は、この修正も含めて、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用される。なお、今回の修正は、保険会社の新基準書への移行のみに関連するものであり、IFRS 第 17 号の他の要求事項には影響を与えない。

詳細については、本誌 78 項の「『IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報』の概要」を参照いただきたい。

II. 公開草案等の公表

1. IASB が特約条項付の長期債務に関して企業が提供する情報を改善するための IAS 第 1 号の狭い範囲の修正を提案 (2021 年 11 月 19 日)

IASB は、公開草案 (ED/2021/9)「特約条項付の非流動負債 (IAS 第 1 号の修正案)」(本公開草案)を公表し、特約条項付の長期債務に関して企業が提供する情報を改善するための IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正提案について公開協議を開始した。本公開草案へのコメント期限は、2022 年 3 月 21 日となっている。

IAS 第 1 号は、企業が負債の決済を報告日後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を有している場合にのみ、負債を非流動に分類することを企業に要求しているが、そのような権利は、企業が報告日後に特約条項を遵守することを条件としていることが多い。

今回の修正案は、そのような状況において、特約条項が報告日現在での負債の流動又は非流動への分類に影響を与えない旨を定めるものと

なる。その代わりに、企業は次のことを行うこととなる。

- 特約条項の対象となっている非流動負債を、財政状態計算書において他の非流動負債と区分して表示する。
- 特約条項に関する情報を財務諸表注記において開示する。

IASBは、今回の提案が、特約条項付の非流動負債が12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるかどうかを投資者が評価できるようにすることによって、当該負債に関して企業が提供する情報を改善することになると見込んでいる。

なお、今回の提案は、まだ発効していない2020年に導入した要求事項を適用する際の債務の流動又は非流動への分類に関しての、利害関係者からのフィードバックに対処するものでもあるため、IASBは、当該要求事項の発効日を本修正案に合わせるために延期することも併せて提案している。

詳細については、本誌70頁の「IASB公開草案(ED/2021/9)『特約条項付の非流動負債(IAS第1号の修正案)』の解説」を参照いただきたい。

2. IASBがサプライヤー・ファイナンス契約の透明性を高めるための開示要求を提案(2021年11月26日)

IASBは、公開草案(ED/2021/10)「サプライヤー・ファイナンス契約(IAS第7号及びIFRS第7号の修正案)」(本公開草案)を公表し、サプライヤー・ファイナンス契約及びそれが企業の負債とキャッシュ・フローに与える影響の透明性を高めるための開示要求の変更案について公開協議を開始した。本公開草案へのコメント期限は、2022年3月28日となっている。

現行の開示要求に対するこの的を絞った修正案は、サプライチェーン・ファイナンス、買掛

金ファイナンス、リバース・ファクタリング契約などと呼ばれることが多いサプライヤー・ファイナンス契約の影響を分析し、理解するのに役立てるためのより詳細な情報について、投資者の要望を満たすように設計されている。

今回の提案では、企業は自社のサプライヤー・ファイナンス契約が自社の負債及びキャッシュ・フローに与える影響を投資者が評価できるようにする情報を開示することを要求される。これらの提案は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品：開示」を修正することにより、IFRS解釈指針委員会が2020年に公表したアジェンダ決定を補完するものである。

この修正案が影響を与えるのは、買手として、サプライヤー・ファイナンス契約(企業又は仕入先が、企業の仕入先に対する債務金額についてのファイナンスにアクセスできる。)を締結している企業である。

今回の公表に際し、アンドレアス・パーコウIASB議長は、「投資者は企業のサプライチェーン・ファイナンス契約に関するより詳細な開示を要求している。こうした資金調達の実務がますます一般的になっているからである。提案している要求事項は、そうしたファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに与える影響を評価するために必要な情報を投資者に提供するように設計されている」と述べている。

詳細については、本誌74頁の「IASB公開草案『サプライヤー・ファイナンス契約(IAS第7号及びIFRS第7号の修正案)』の概要」を参照いただきたい。

Ⅲ. その他の IFRS 財団関連のプレスリリース

IASB 副議長のスー・ロイド氏を ISSB 副議長に任命 (2022 年 1 月 27 日)

IASB のガバナンス及び監督を担当する IFRS 財団の評議員会は、現 IASB 副議長のスー・ロイド氏を 2022 年 3 月 1 日付で国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の副議長に任命したことを発表した。これに伴い、IASB 副議長は退任することとなる。

今回の任命は、2021 年 12 月のエマニュエル・ファベル ISSB 議長の任命に続くものであり、定款上「2 名まで」とされる副議長の選考は本任命をもって終了した。なお、残りの ISSB のボードメンバーについては、現在、指名委員会による選考が進められている。

また、評議員会は、価値報告財団 (VRF) の現 CEO である Janine Guillot 氏を 2 月 1 日付で ISSB 議長の特別アドバイザーに任命したことを発表した。この特別アドバイザーについては、今後、もう 1 名をアジア・オセアニア地域から任命する予定としている。

Ⅳ. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会会議

IASB の会議は、テレビ会議により 2021 年 11 月 15 日から 19 日、12 月 14 日から 16 日、及び 2022 年 1 月 25 日に開催された。

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2021

年 11 月 30 日から 12 月 1 日にテレビ会議により開催された (詳細については、本誌 82 頁の「2021 年 11 月の IFRS-IC 会議における議論の状況」及び本誌 87 頁の「IFRS-IC 会議 (2021 年 11 月) 出席報告」を参照いただきたい。)

Ⅴ. その他の IASB 関連会議

- 2021 年 11 月 10 日及び 2022 年 1 月 11 日 IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) (テレビ会議) (詳細については、本誌 92 頁の「IFRS-AC 会議 (2021 年 11 月及び 2022 年 1 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2021 年 11 月 11 日 IASB の代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC) との会議 (テレビ会議) (詳細については、本誌 97 頁の「CMAC 会議 (2021 年 11 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2021 年 11 月 12 日 IASB の代表者と世界作成者フォーラム (GPF) との会議 (テレビ会議) (詳細については、本誌 101 頁の「GPF 会議 (2021 年 11 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2021 年 12 月 9 日から 10 日 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (テレビ会議) (詳細については、本誌 61 頁の「2021 年 12 月開催 ASAF 会議報告」を参照いただきたい。)
- 2021 年 12 月 13 日及び 2022 年 1 月 25 日 IFRS 財団の評議員会の会議 (テレビ会議)